

相談室 **Q** & **A**

再雇用関係

Q 定年後再雇用者と被扶養者の社会保険加入の取り扱いはどうなるか

当社は65歳定年制であり、原則として健康に支障がなく、定年後再雇用を希望する社員は、年齢に上限を設定することなく、1年間の有期労働契約を締結し、更新することができます。今後、こうしたシニア社員が増加していくことが見込まれますが、介護保険、健康保険や厚生年金保険といった社会保険の加入の取り扱いはどうなるのでしょうか。また、被扶養者の加入の変更についてもご教示ください。

(東京都 U社)

A 保険制度ごとに異なる年齢で取り扱いが変わる。 会社に手続きが発生する場合があるので、漏れないように注意が必要となる

回答者 佐保田 藍 さほだ あい 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 介護保険制度

40歳から64歳までの健康保険の被保険者は、介護保険制度の第2号被保険者となり、会社と折半で介護保険料を納付します。65歳に達したとき(65歳の誕生日の前日)から第1号被保険者となり、本人が居住する市町村に保険料を直接納めることとなります【図表1～2】。その際の保険料の納付方法は、年金額が一定額以上の場合に年金から天引き(特別徴収)され、年金額が一定額未満の場合は、市町村に個別に納付(普通徴収)することとなります。なお、保険料は、居住している市町村ごとの個人の所得段階に応じて異なります。

被扶養者も同様に、被扶養者本人が65歳に達した日に第1号被保険者となります。なお、扶養する社員の健康保険が継続する限り、介護保険制度上の被扶養者資格は維持されます。

会社が行うべき手続きはありませんが、65歳に達した日が属する月から、介護保険料の天引きを終了する必要があります。

2. 健康保険制度

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険の被保険者資格を喪失します。したがって、会社は、健康保険被保険者証等を必ず添付の上、健康保険被保険者資格喪失届を年金事務所へ提出しなければなりません。

被扶養者も同様に、被扶養者本人が75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、被扶養者から外れます。なお、被扶養者が75歳未満でも、被保険者(扶養する社員本人)が75歳になると健康保険の被保険者資格を喪失するため、被扶養者の資格も喪失し、被扶養者本人が国民健康保険等に加入することになります。

3. 厚生年金保険制度

原則として、70歳に到達(誕生日の前日)すると厚生年金保険に加入することができなくなり、被保険者資格を喪失します。したがって、会社は、社員が70歳に到達した場合、厚生年金保険被保険

図表1 社会保険における資格喪失日の留意点

	資格喪失事由	資格喪失日
社会保険共通	退職・死亡による場合	退職日または死亡日の翌日 (例) 3月31日付で退職した場合、資格喪失日は4月1日
介護保険	65歳到達により第1号被保険者となり、介護保険の資格を喪失する場合	65歳の誕生日の前日
健康保険	75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合	75歳の誕生日の当日
厚生年金保険	70歳到達により厚生年金保険の資格を喪失する場合	70歳の誕生日の前日

図表2 社会保険に関する資格喪失手続き

保険制度	被保険者の資格喪失の年齢	被扶養配偶者の資格喪失年齢	会社が行う手続き
介護保険	65歳	被扶養者が65歳 または扶養者が75歳	なし
健康保険	75歳	被扶養者または被保険者本人が75歳	健康保険被保険者資格喪失届の提出
厚生年金保険	70歳※1	被扶養者が60歳 または被保険者本人が65歳	厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出 厚生年金保険70歳以上被用者該当届※2の提出

※1 老齢年金の受給資格を満たしていない場合、事業主の同意と厚生労働大臣の認可という要件を満たすことで高齢任意加入被保険者となることができる。

※2 厚生年金保険70歳以上被用者は、報酬月額および賞与額についても必要に応じて次の届け出を行う必要がある。
 ・厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届：要件該当後、速やかに年金事務所へ提出
 ・厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届：毎年7月1～10日まで（または指定された日）に年金事務所へ提出
 ・厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届：賞与の支払いから5日以内に年金事務所へ提出

者資格喪失届を年金事務所へ提出しなければなりません。また、70歳以上の社員を引き続き雇用する、あるいは新たに雇用する場合は、年金事務所へ厚生年金保険70歳以上被用者該当届の提出が必要です。70歳以上の社員は被保険者ではありませんが、会社はその社員が受ける報酬月額および賞与額について、年金事務所へ届け出を行わなければなりません。

なお、70歳以上であっても、適用事業所に使用され、かつ、老齢または退職を支給事由とする年金等の受給権を有しない場合には、事業主の同意と厚生労働大臣の認可の要件を満たし、勤め先を管轄する年金事務所に高齢任意加入被保険者資格

取得申出書を提出することで、高齢任意加入被保険者として受給資格期間を満たすまで任意に厚生年金保険に加入することができます。

厚生年金保険では、被保険者の扶養する配偶者が20歳以上60歳未満の場合、国民年金の第3号被保険者となり、保険料の負担がありません。しかし、被保険者（扶養する社員）が65歳になると国民年金保険制度の被保険者ではなくなるため、第3号被保険者の資格を喪失します。この場合、被扶養配偶者は第1号被保険者となるため、被扶養配偶者本人が、居住する市町村で手続きを行う必要があります。